

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年9月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	4
職員等	0
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	0
郵便・FAX	4
面談・電話	0
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① ある県民が失業保険を不正に受給している。	所管外のため不受理とした。
② 県議会において、議員が通告外の質問を行っていることがある。	所管外のため不受理とした。
③ ある市の住民が生活保護費を不正に受給している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供を行った。
④ ある地方機関の会計年度任用職員は、3年を超えて同じ職場で勤務している。	会計年度任用職員の配属については、職員個人や所属の事情を考慮しながら、総合的な判断の上決定されており、特に問題はなかった。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1 ④
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	3 ①②③

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
総務部 総務管理局 審査課
担当：森、尾崎
電話：073-441-2136
内線：2115、2116